

河川浚渫工事施工資格審査願書作成要領

1. 河川浚渫工事施工資格審査願書（添付資料含む。）（以下「願書」という。）の内容

- (1) 令和8年度河川浚渫工事入札参加資格審査願書（第1号様式）には、次に掲げる資料を添付すること。
- ① 浚渫船及び土運船の保有台数等一覧表（第2号様式）
 - ② 元請施工実績一覧表（第3-1号様式 または 第3-2号様式）

(2) 資料は、次表の留意事項に従い作成すること。

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
浚渫船等の保有状況	<p>1) 船舶の所有に関する証明として、次に示す証明（写し可）を添付すること。 ※願書提出時に原本照合を行う</p> <p>①自社船の場合（以下のいずれか）</p> <p>（自航船） ・都道府県知事発行の船籍票 ・日本小型船舶検査機構発行の船舶検査証書または小型船舶登録事項証明書 ・法務局の登記簿謄本（発行後3ヶ月以内）</p> <p>（非航船） ・市町村発行の償却資産証明書及び申告済資産リスト （発行後3ヶ月以内） ・法務局の登記簿謄本（発行後3ヶ月以内） ・建設機械抵当法に基づく都道府県知事発行の建設機械打刻検認証明書（発行後3ヶ月以内）</p> <p>②共有船の場合 上記①のほか、船舶名、共有期間が明記された共有船契約書の写し</p> <p>③専属船の場合 上記①のほか、船舶名、専属期間及び優先権が有る旨が明記された専属船契約書の写し</p> <p>2) 自社船、共有船または専属船の登録番号、船名及び密閉式バケットの判る写真を添付すること。なお、密閉式バケットについては、スケールをあてた写真とともに容量計算書などを添付し、容量が2.5m³以下であることがわかるようにすること。</p> <p>3) 船舶の一般配置図及び性能仕様書を添付すること。</p>
施工実績	<p>1) グラブ浚渫船による浚渫工事（※）の元請施工実績を、第3-1号様式または第3-2号様式に記載すること。 （実績件数は1件でも可とする。） なお、記載の際は以下①②に留意すること。 ①工事種別がしゅんせつ工事を実績とする場合は第3-1号様式に記入すること。 ②工事種別がしゅんせつ工事以外を実績とする場合は第3-2号様式に記入すること。</p> <p> ・契約書の写しの場合は、平成28年4月1日から令和8年の申請日の期間において、元請けとして完成、引渡しが完了したグラブ浚渫船による浚渫工事 ・コリンズ竣工時登録データの写しの場合は、平成23年4月1日から令和8年の申請日の期間において、元請けとして完成、引渡しが完了したグラブ浚渫船による浚渫工事 （※）国、地方公共団体、道路公社、住宅供給公社、土地開発公社、地方独立行政法人及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条第1項各号に規定する法人が発注した工事に限る。（工種として「浚渫工」（水上からグラブ浚渫船を使用し、浚渫、河床掘削或いは床掘作業から揚土場所又は埋立場所への土運船による運搬までの一連の作業）が含まれる工事でも可とする。）また、JVの構成員として施工した工事である場合は、当該JVにおける出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>2) 契約書又はコリンズ竣工時登録データの写しなど上記の施工実績を証明できる資料を添付すること。なお、疑義がある場合は、発注元に確認することがある。</p>

2. 願書の提出

- 1) 願書は、次の受付期間及び提出先に持参により提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。
 - ・受付期間 令和8年1月29日(木)から令和8年2月4日(水)までの毎日10時から正午及び13時から16時まで。
 - ・提出先 大阪府西大阪治水事務所防災対策課企画防災グループ 電話 06-6541-7772
- 2) 願書は、令和8年度河川浚渫工事入札参加資格審査願書(第1号様式)を1頁とした通し番号を付するとともに、全頁数を表示して提出すること。(頁の例: 1/5~5/5)。また、表紙及び背表紙に「令和8年度 河川浚渫工事施工資格審査願書」及び申請者名を明記したファイルに綴って1部提出すること。

3. 実施上の留意事項

- 1) 願書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とし、提出された願書は、返却しない。
- 2) 願書に虚偽の記載をした者は、当該年度の資格認定を取り消すとともに、次年度の資格認定を行わない。
- 3) 資格審査願書に関する問い合わせ先は次のとおりとする。
 - ・問い合わせ先 大阪府西大阪治水事務所技術次長または防災対策課企画防災グループ
電話 06-6541-7772 (直通) ※1
E-mail: nishiosakachisui-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp ※2

※1 令和7年12月22日(月)から令和8年2月4日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時から正午及び13時から16時まで。

※2 電子メールによる問い合わせの場合は件名に「令和8年度 河川浚渫工事施工資格審査について」と記載し、メールを送信してください。なお、府のセキュリティシステム等によりメールが不着となる場合があるため、メール送信後、電話による着信確認をお願いします。